

参 考

2008年12月24日付N○982 ロシア連邦から関税同盟協定の参加国外へ輸出される個々の種類の木製品に関する輸出関税率に関する政令（仮訳）

ロシア政府は以下の通り決定する。

2006年12月23日付N○795”ロシア連邦から関税同盟協定の参加国外へ輸出される産品の輸出関税率の決定に関する”ロシア連邦政府政令を一部変更し、ロシア政府の決定の一部の効力を失わせることを決定する（ロシア連邦立法議会、2007, #1, 254条、#7, 896条、#16, 1917条、#21, 2511条、#45, 5503条）。

1. 以下を決定する：

- a) 関税同盟協定の参加国外へ輸出される、個々の種類の未加工木製品に関する輸出関税率
- b) 関税同盟協定の参加国外へ輸出される、個々の種類の堅い広葉樹及び価値のある種（コナラ属、ブナ属、カエデ属、サクラ属、トネリコ属等）の木製品に関する輸出関税率

2. 本政令は、本政令の公式発表日から1ヶ月経過後効力を発する
上記1. パラグラフのb)を除き、2009年1月1日から効力を発する。

ロシア連邦政府代表 V. プーチン